

令和4年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図るため、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領(平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)に基づく、別表に定める水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要領、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)および滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費および交付率等)

第2条 第1条に規定する交付金に係る事業に要する経費の内容およびこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する交付金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

規則第3条第1項に規定する事業計画書および収支予算書
(別記様式第2号)

(2) 提出部数

2部

(3) 提出期限

知事が別に定める日までとする。

2 前項の申請者は、申請書の提出に当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合(事業主体に係る部分)については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により交付金の交付決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、交付金に係る事業の内容につき別表に定める重要な変更をし、または交付金に係る事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは事業計画の変更承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付のあった年度の各四半期(第4

・四半期を除く。)の末日現在において遂行状況報告書(別記様式第4号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第5号)の添付書類、提出部数は第3条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、別表の事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日までとする。

(交付金の返還)

第8条 規則第16条に定めるものの他、第3条第2項のただし書きにより交付申請をした交付事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前条第2項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入に係る消費税相当額報告書(別記様式第6号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付金の交付)

第9条 交付事業者は、規則第15条の規定による概算払によって、交付金の交付を受けようとするときは、交付金概算払請求書(別記様式第7号)により知事に請求するものとする。

(書類の保存)

第10条 交付事業者は、交付金に係る事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第11条 規則第4条の規定による交付金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 申請者は、第3条の規定に基づく交付申請書の提出、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく事業計画変更承認申請書の提出、第6条の規定に基づく遂行状況報告書の提出、第7条の規定に基づく実績報告書の提出、第8条の規定に基づく仕入れに係る消費税等相当額報告書、第9条の規定に基づく交付金交付請求書(概算払請求書)の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成25年6月28日から施行する。

2 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

3 この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度の交付金に限り適用する。

4 この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度の交付金に限り適用する。

別表

区 分	経費の内容	事業主体	交付率	重要な変更
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金	実施要領の運用の第11の3の規定に基づいて市町が行う交付金に係る事業に要する経費	市町	定額	交付の対象となる経費の増額又は20%を超える減額

別記様式第1号（第3条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金

交 付 申 請 書

番 号
年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

市町長 氏名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第3条の規定により、交付金 円の交付を申請します。なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）

別記様式第2号（第3条関係）

1. 事業の目的

2. 事業計画及びその内容

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
2 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 組織	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

3. 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金に係る 事業に要する 経費 又は交付金に 係る事業に要 した経費	負 担 区 分	
		県交付金	そ の 他
水産多面的機能発揮対策 協議会等運営事業	円	円	円
合 計			

4. 事業完了予定（事業完了）年月日

5. 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は本年度予 算額	比較増減額		備考
			増	減	
県 交 付 金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は本年度精 算額	前年度予算額 又は本年度予 算額	比較増減額		備考
			増	減	
水産多面的機能発揮対策 協議会等運営事業					
合 計					

別記様式第3号（第5条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金

変更承認申請書

番 年 月 号 日

（あて先）
滋賀県知事

市町長名 氏 名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金について、別紙理由書に記載した理由により、計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- （注） 1. 金額に変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除くこと。
2. 上記「関係書類」とは、別記様式第2号の様式により、交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第6条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金

遂行状況報告書

番 年 月 号 日

（あて先）
滋賀県知事

市町長名 氏 名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金について、滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

区分欄には、別記様式第2号の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第7条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金

実績報告書

番 年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

市町長名 氏 名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）があった令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金について、下記のとおり実施したので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記載事項は、別記様式第2号に準じて作成すること）

- （注）1. 補助金交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号（第8条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 年 月 号
年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

市町長名 氏 名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金について、滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく交付金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1. 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号（第9条関係）

令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金

交付請求書（概算払請求書）

番 年 月 日 号

（あて先）
滋賀県知事

市町長名 氏 名

担当者・氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定の通知（交付決定通知）
のあった令和 年度滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金 円を別紙のとおり
（概算払により）交付されるよう、滋賀県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第9条
の規定により請求します。

